

言語文化学科		教授	齋藤 哲	大学院の授業担当 無
<b>教育活動</b>				
教育実践上の主な業績		年月日	概要	
1 教育内容・方法の工夫(授業評価等を含む)				
1	教材選択、授業の進行計画や授業の組み立て、予習のさせ方など、授業の設計に関する工夫。	2012年度～2013年度現在	<p>(1)民事訴訟法 教材についてはスタンダードなものをいくつか提示し、その特色を説明した上で、学生に選択させている。基本となる教科書の他に、補強される教材として特に注釈書の活用を勧めている。理解困難な記述については、同一か所を説明する他の書物を読むよう勧めている。 授業進行については予めレジュメを配布して授業の流れを周知し、予習範囲を明らかにしている。シラバスにも授業の進行予定は明記している。レジュメには各講日における到達目標を記載しており、予習や復習の際のチェック事項として、活用させている。また、過去問や簡単な事例問題も記載している。</p> <p>(2)民事訴訟法演習 教材はロースクール・民事訴訟法(有斐閣)を採用している。一期分の実施ユニットをシラバスに掲載し、それにそったテーマを検討している。従前、参加者がすべて完全に予習してくることを前提に授業を進めていたが、履行されることがなかったため、昨年からは、設問一つ一つについて報告者2名程度を事前に指名し、起案した文章を実施日朝までに提出させ、参加者分複写の上、授業中配布して検討を加える。複数の担当者による報告を実施しているのは、意見や文章の組立ての相違が見られるようにするためであり、担当者が懈怠した場合にも授業をスムーズに進行できるようにするためである。</p> <p>(3)民事法演習 教材については学生と相談の上、遠藤賢治・事例演習民事訴訟法演習(有斐閣)及び平成24年度新司法試験等を使用した。受講生1名のほか、聴講生が参加している。 授業の進行については、学生が毎回回のテーマを選択し、当日、起案作成したものを持参し、これを参加者全員に開示(コピーの配布)しながら、内容について検討していく。関連事項については理論的、実務的な質疑応答が行われている。前年度、民事訴訟法演習を単位取得した学生が受講対象であり、テーマについては偏ることなく、前年度の授業で大きなテーマとして取り組めなかったものが選択されている。</p>	
2	授業内容の選択や授業実施に当たり、司法制度改革審議会意見書にいう「理論教育と実務教育の架橋」を意識した取組。	2012年度～2013年度現在	<p>平成20年11月、弁護士登録し、実務経験の研鑽に努めている。実務の研鑽にあたっては、仕事を選ばないこと、刑事事件も行うことをモットーにしている。特定事件に偏らない幅広い実務経験を蓄積し、それを教育の場にも敷衍することにより、学生の興味、学習意欲を掻き立てている。刑事事件の経験は、民事訴訟との相違を実践的に比較検討することにより、多角的視点からの講義に役立てることを目的とする。 実務を通して得た経験と知識は、従来、実務経験のない者による講義から、実務の実際と理論とを組み合わせた講義へと変貌させることにつながった。このような試みは、無味乾燥かつ難解なものと捉えられがちな民事訴訟法の教科書の行間を埋めるものとして、学生の習得に役立っていると考えている。 また、刑事手続きの経験を踏まえた講義は、従来、同じ裁判所における手続きでありながら、ほとんど接点を持たずに学習せざるを得なかった学生に、少なからず両手法への興味を喚起し、手続法の理解を容易にするものと確信している。</p>	

言語文化学科		教授	齋藤 哲	大学院の授業担当 無
3	授業に当たり、学生に考える力や議論する力をつけさせるための工夫、方法、効果。	2012年度～2013年度現在	簡潔事例を頻繁に多用しながら、学生の事件に対する適応能力や考える力、議論する力を養っている。簡潔な問題から入ることにより、発言に消極的な学生も徐々に質問する力を身に着けている。	
4	授業を進めるに当たり、学生の理解度をチェックする方法等。	2012年度～2013年度現在	講義科目では授業開始時に、前回授業の到達目標に関する事項のいくつかについて、口頭によりランダムで学生に質問している。また、ひとつの講日の終了後、(次回授業時)の最後に、10～15分程度の小テストを実施している。内容は到達目標に関する簡単な記述式問題と、択一問題である。択一問題については採点結果と解説を次回授業において配布し、記述式については添削して返還している。返還後、添削結果を基に、間違っしてほしくないこと、間違えやすいことなどを、受講生全員に周知している。なお、小テストは成績評価の対象にしていなが、小テストの成績は期末試験の結果に相応しているように思われる。小テストにおける理解度の低い学生を成績アップに繋げる方法を考えることは課題である。	
5	授業後の学生の理解のフォローの実施、レポート、オフィスアワー等に関する工夫。	2012年度～2013年度現在	4.で回答したように、小テストを少なからず実施している。記述式のテストでは添削を加えるとともに、それを基にして学生が誤解しやすい点を指摘するなどして講義に反映させている。 オフィスアワーは原則として授業後においている。授業時間の終了を厳格にしているため、授業中に質問できなかった点を質問する学生が多い。その他、オフィスアワーに限らず、在室中は、質問を受けている。	
2 作成した教科書、教材、参考書				
1	ケイスマソッド民事訴訟法[第2版](共著)	2009年4月	不磨書房	
2	民事訴訟法判例百選[第4版](共著)	2010年10月	有斐閣	
3	民事執行保全判例百選[第2版](共著)	2012年3月	有斐閣	
4	基本法コンメンタール民事訴訟法I[第3版](共著)	2012年5月	日本評論社	
3 教育方法・教育実践に関する発表、講演等				
4 その他教育活動上特記すべき事項				
学会等および社会における主な活動(学外の委員、役職等)				
年月日		活動内容		
		【所属学会等】		
		日本民事訴訟法学会 会員		
		日本私法学会 会員		
		東北法学会 理事		
		中四国法政学会		
		法と心理学会 委員		
		仲裁・ADR法学会 会員		
		盛和スカラークラブ 会員		
		仙台弁護士会 辯護士		

言語文化学科	教授	齋藤 哲	大学院の授業担当 無
	日本弁護士連合会刑事法制委員会 幹事		
	日本弁護士連合会法科大学院センター 委員		
	日本弁護士連合会共謀罪法案対策本部 委員		
	日弁連法務研究財団・法科大学院認証評価 評価員		
	仙台弁護士会紛争解決センター 仲裁人		
	仙台弁護士会刑事弁護委員会 委員		
	仙台弁護士会高齢者・障害者委員会 委員		
	仙台弁護士会法曹養成制度検討特別委員会 委員		
	宮城県福祉サービスに関する運営適正化委員会 委員長		
	【社会活動】		
	<p>           弁護士登録、日弁連法務研究財団法科大学院認証評価事業評価委員、日弁連刑事法制委員会幹事、日弁連法科大学院センター委員。仙台弁護士会では高齢者。障害者委員会、法科大学院検討特別委員会、刑事弁護委員会に所属するほか、仙台弁護士会紛争解決センター仲裁人を務める。1988年から地域福祉推進委員会・地域福祉権利擁護事業の立ち上げや、その運営監視、福祉事業に関わる苦情解決に携わっている。         </p>		
<b>その他</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「共謀罪」仙台弁護士会憲法講座</li> <li>・「予断排除の原則と沖縄民事陪審」環の和13号</li> </ul>			